

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日施行の学則については、第20条から第22条、第25条、第28条から第30条、第34条、第36条、第40条、第51条、第77条、第105条、第106条（第2項、第4項、第5項及び第6項を除く）及び第116条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。
- 3 薬学部薬学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成29年度から令和3年度までの間、次のとおりとする。

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 薬 学 科 | 1,444 | 1,448 | 1,452 | 1,456 | 1,460 |

- 4 法学部各学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|--------|-------|-------|
| 法 律 学 科 | 1,883 | 1,966 | 2,049 |
| 公 共 政 策 学 科 | 850 | 900 | 950 |

- 5 文理学部各学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|-------|-------|
| 哲 学 学 科 | 328 | 336 | 344 |
| 史 学 学 科 | 523 | 526 | 529 |
| 国 文 学 科 | 523 | 526 | 529 |
| 英 文 学 科 | 523 | 526 | 529 |
| 教 育 学 科 | 420 | 440 | 460 |
| 地 球 科 学 科 | 290 | 300 | 310 |
| 情 報 科 学 科 | 290 | 300 | 310 |
| 物 理 学 科 | 250 | 260 | 270 |

- 6 経済学部経済学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|--------|-------|-------|
| 経 済 学 科 | 3,166 | 3,332 | 3,498 |

- 7 商学部商業学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|-------|-------|
| 商業学科 | 2,466 | 2,532 | 2,598 |

- 8 生産工学部各学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|-------|-------|
| 機械工学科 | 738 | 756 | 774 |
| 電気電子工学科 | 656 | 672 | 688 |
| 土木工学科 | 738 | 756 | 774 |
| 建築工学科 | 738 | 756 | 774 |
| 応用分子化学科 | 656 | 672 | 688 |
| マネジメント工学科 | 656 | 672 | 688 |
| 数理情報工学科 | 574 | 588 | 602 |
| 環境安全工学科 | 492 | 504 | 516 |
| 創生デザイン学科 | 492 | 504 | 516 |

- 9 法学部第二部法律学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|-------|-------|
| 法律学科 | 1,100 | 1,000 | 900 |

- 10 大学院理工学研究科まちづくり工学専攻（博士後期課程）の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和元年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

| | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------------|-------|-------|
| まちづくり工学専攻 （博士後期課程） | 3 | 6 |

- 11 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。
- 12 平成30年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授

業科目を履修することができるものとする。

- 13 令和元年度以前から在学する学生については、文理学部社会教育主事コースの履修に関しては、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。

